

# 非常時における 児童の受入・対応について

## ① 暴風警報・暴風雪警報の対応について

名古屋地方気象台から愛知県全域または愛知県西部または西三河南部、碧南市に『暴風警報』『暴風雪警報』が発表された場合の対応について

### (1) 児童が学校に登校する以前に「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されている場合

- ① 午前6時までに警報が解除された場合は、平常通りの受け入れを行います。
- ② 午前6時までに警報が解除されない場合は当日の受け入れは行わず、児童クラブも「臨時休所」となります。

※上記の対応は学校の休業日(長期休業日、土曜日、代休日)においても同様となります。

### (2) 学校教育活動中に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

児童クラブは「臨時休所」となります。

### (3) 児童クラブ活動中に「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合

- ① 活動を中止し、保護者の迎えを待ちます。直ちにお迎えをお願いします。
- ② 児童一人帰りを希望されている児童で、戸外の状況により一人で帰ることが危険と認めるときは、保護者の迎えを待ちますのでお迎えをお願いします。

## ② 伝染性疾患の対応について

インフルエンザなどの伝染性疾患の流行により、学校で下記の対応が決定された場合、児童クラブでは受け入れを行いません。施設内感染防止のためご理解とご協力をお願いします。

### (1) 学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖が決定された場合

該当児童の受け入れは行いません。

### (2) 臨時早退が決定された場合

該当児童の受け入れは行いません。

《付記》 該当児童とは、対象となる学校、学年、学級単位のすべての児童をいいます。

### ③ 南海トラフ地震に係る対応について

- 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表されたときは、児童クラブの活動は継続します。
- 情報収集に努めるとともに、LINEメールで、地震についての備えの再確認を促す連絡をします。
- 市災害対策本部と連携をしながら、地震の可能性が高く、クラブでの活動継続が困難であると判断された場合は、こども課・社会福祉協議会の指示により「休所」となります。
- 地震の心配がなくなったときは、こども課・社会福祉協議会の指示により児童クラブを再開します。（家庭への連絡は、各種情報伝達手段によります）

#### (1) 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」について

- ① 現在のところ、国や県の対応がきちんと決まっておられません。よって上記の対応は臨時的なものであり、今後変わる可能性があります。
- ② 本情報は「地震の予知はできない」考えをもとにしています。情報が出されてもいつ起きるか分かりません。また、情報が出なくても地震が起きる可能性があります。

#### (2) 活動中に「臨時休所」の指示が出されたとき

- ① 直ちに児童クラブまで迎えをお願いします。
- ② 再開の連絡があるまで、各家庭で安全策をとってください。

≪付記≫再開の連絡があるまでは、通所させないでください。

### ④ 津波警報の対応について

#### (1) 学校教育活動中に「津波警報」が発表された場合

児童クラブは「臨時休所」となります。

#### (2) 児童クラブ活動中に「津波警報」が発表された場合

活動を中止し、学校の最上階に避難します。

児童のお迎えは学校へお願いします。

≪付記≫「津波警報」が発表された時点より、「臨時休所」となります。

再開の連絡があるまでは、通所させないでください。

※ 必要に応じて保護者に児童の迎えを要請します。ご理解とご協力をお願いします。

新川児童クラブ	TEL46-1905	鷺塚児童クラブ	TEL46-6010
中央児童クラブ	TEL46-3184	大浜児童クラブ	TEL46-6362
西端児童クラブ	TEL46-3264	日進児童クラブ	TEL46-1262
棚尾児童クラブ	TEL46-5131		